

引当金の本質

— 企業会計原則と商法との調整に関連して —

野 沢 孝 之 助

—

「引当金」は、わが国では昭和九年の商工省財務諸表準則が従来の「準備金」に代わる用語とし、利益留保として設定される「積立金」とを区別して用いたのが最初である。しかし、現在においても名称は引当金でも実は積立金の性質をもっているものもあり、準備金の語も商法・税法には、いまだ使用されていて甚だ複雑である。したがって、引当金の定義は簡単には下すことができない。

「企業会計原則」は注解注一六において、次のように規定している。

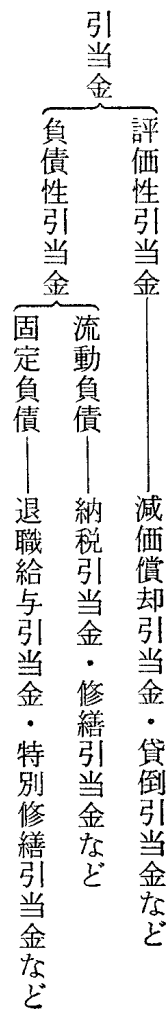
「引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが、後者については、流動負債に属するものと固定負債に属するものとを区別する必要がある。

(1) 納税引当金、修繕引当金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込のもの

は、流動負債に属するものとする。

(2) 退職給与引当金、船舶等の特別修繕引当金のように相当の長期間を経て実際に支出が行われることが予定されているものは、固定負債に属するものとする。」

これを図解すると、次のようになる。



評価性引当金は、いずれも貸借対照表上それぞれ関連のある資産勘定から控除の形式で借方に記載されるものである。

負債性引当金については、財務諸表規則取扱要領（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領の略称）第一〇〇に、次のように定めている。

「規則第二章第三節に規定する引当金（筆者注——負債性引当金）とは、将来における特定の支出に対する準備額であつて、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積ることができものをいう。」

これが負債性引当金に関する通説とみてよいと思われる。この規定は、上記の商工省財務諸表準則の「特定の損失にたいする準備云々」の規定を受け継いだものといえる。この規定を分析すると、

- (1) 将来における特定の支出に対する準備額
- (2) 負担が当該事業年度に属する
- (3) 金額を見積ることができる

の三点となる。

以下これを細説する。

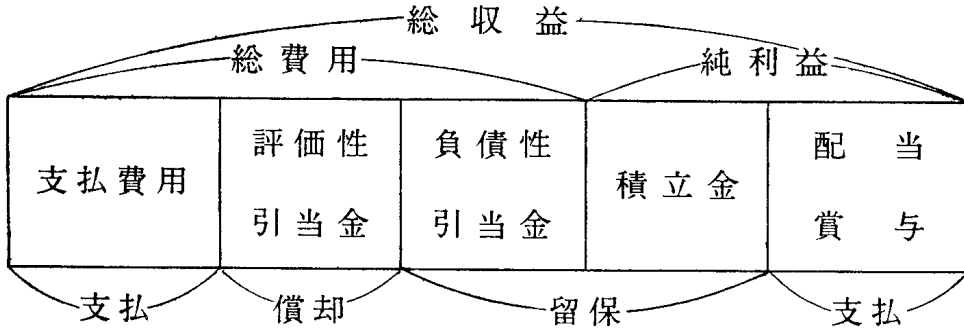
(1) の特定の支出とは、どれほどの限定を意味するか。まず、支出には費用に關係ある支出と、費用に關係のない単なる貸借取引に基づく支出とがある（前者を支出、後者を支払と違って區別する論者もある）が(2)と関連してここでは費用支出を考へていることは明らかである。次に、特定とは単に漫然とではなくして、支途が確定していることをさす。しかし、債権者は確定している必要はない。

(2) はその支出が当期負担すべきものでなければならぬ。したがって、その支出が当期と充分な関連があることである。

(3) は将来のことであるから、確定金額でなくてよく、ただ、経験その他によつて満足できる程度の子想がたつことが必要であるとする。

以上、引当金は、いまだ明確に決定したものではないが、当年度の費用と考えられる負担額に対する準備として不特定資産の形で留保するものである。したがって、引当金に繰り入れた金額は損益計算上の費用として処理され、純利益を留保する積立金とは異なる。上図⁽¹⁾はこの關係を明らかにする。

このように負債性引当金は、将来の支出のために充当されるものであるから會計上の負債である。その金額が見積によることおよび特定の債権者が存在しないことの二点で単純な未払金とは異なる。



引当金の本質

二

商法では、評価性引当金については、とくに規定はないが、第二八五条の三、同条の四の解釈上当然に認められるものであり、計算書類規則（株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の略称）第一〇条、第一五条にはこれに関する規定があり、控除形式で示すのを本則としている。

負債性引当金は、商法上の立場からみれば、債務たる引当金と債務の性質を有しない引当金となる。債務たる引当金については、貸借対照表に掲げられることには問題はない。たとえば、退職給与引当金は商法はこれに関する規定はないが、債務そのものは既に成立しており、ただ支払が退職という将来の事実にかかるだけで明らかに条件付債務であるから、貸借対照表に計上すべきである。計算書類規則第三三条には、条件付債務は流動負債または固定負債のいずれかの部に記載するか、または、引当金の部に記載してもよいことになっている。

問題は債務の性質を有しない負債性引当金にある。従来商法が財産法的立場をとっているので、債務でない負債性引当金は貸借対照表に計上することは許されないはずである。しかし、従来から実務では広く計上されていた。⁽²⁾これは商法の債権者保護の精神には反しないので、これが計上は黙認されていたもの⁽³⁾のようである。

ところが昭和三八年の商法改正にあたり、会計学者・実務家の強い要求によって、債務でない負債性引当金も計上できることを確認するため、次の規定が設けられるに至った。

第二八七条ノ二第一項

「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」

この条文による引当金を特定引当金といい、引当金の部に記載することになっている(計算書類規則第三二条)。

成文化されたこの条文をみると、文言どおり解釈して、その目的を貸借対照表に明らかにしさえすれば、負債性引当金はもちろん価格変動準備金・湯水準備金・特別償却引当金などでも計上して差し支えないとする解釈⁽⁴⁾また、特定とはたとえば偶発損失であっても火災損失・水害損失というように多少の特定でよいとの解釈が成立し得る余地がある。

価格変動準備金・湯水準備金や特別償却引当金は多くの場合において、その計上は単に税法上の課税軽減措置に基づくものと考えられる。会計学的には、これを当期の収益から差し引くべき費用の見積高とする理由が薄弱または存在しないものであるから、利益留保の積立金と考えられる。また、過大の貸借引当金・修繕引当金などを設定すれば、その過大分は利益留保の積立金となる。かくて、太田哲三教授の「引当金か積立金かは、個々の名称よりもその項目をおこす条件を調査して両者のいずれに属するかを決定すべきである。」⁽⁵⁾との言葉を思いおこす。

商法第二八七条ノ二によれば、一で述べた(2)当期負担——すなわち費用性の制約が明瞭でなく、これを「特定の」で示すとの説もある⁽⁶⁾。また、大住達雄氏は、引当金の設定は無制限に許されないことは当然で、本条は引当金の設定に関し容認のワクを定めたもので、そのワク内で設定しなければならぬもの、設定して差し支えないもの、設定してはならないものを選択は、企業会計原則・税法などに委任したものとされている⁽⁷⁾。これらはいずれも商法の特定引当金の範囲が広すぎるのを制限しようとする試みであると考えられる。企業会計原則は期間損益計算の立場から、特定引当金に対しては消極的である⁽⁸⁾。

三

株式会社が公表する営業報告書における実態はどうなっているであろうか。

第一表⁶

種別	社数・% に記載された社数	全調査会社97社に 対する%
退職給与引当金	92	95%
価格変動引当金	70	72
貸倒引当金	68	70
特別償却引当金	16	16
修繕引当金	11	11
その他	49	

ちょうど昭和三八年一〇月―昭和三九年三月決算会社の九七社を集計した報告書があるの
で上に掲げる。

退職給与引当金は約九五%の会社が「特定引当金」として掲げている。これは違法では
ない。

修繕引当金は約一一%の会社が「特定引当金」に掲げている。これは適法である。

貸倒引当金は約七〇%の会社が「特定引当金」に掲げている。商法では、金銭債権につい
て取立不能のおそれがあるときは、取立不能の見込額を減額しなければならない(第二八五条
一六)。これは控除形式または注記による(計算書類規則第一〇条)。このほか、さらに偶発的な
貸倒損失に備えるため商法第二八七条ノ二に規定する引当金を計上することができる。この
場合は引当金の部に計上される。⁽¹⁰⁾これについて、監査証明上は次のようになってい
る(監査
通達第四号)。

(1) 債権に対する貸倒見積高が明らかにあるにかかわらず、債権に対する控除項目として
貸倒見積高を計上しない場合には、たとえ商法第二八七条ノ二に規定する特定引当金として
貸倒引当金を計上していても、それは貸倒見積高を計上したものとみなない。したがって、
監査証明上では公正妥当な企業会計の基準に適合しない処理とする。

(2) 特定引当金としての貸倒引当金を証券取引法に基づいて提出する貸借対照表において、債権の控除項目として組み
替えて表示しても妥当な会計処理とはいえない。

価格変動準備金は約七二%、特別償却引当金は約一六%の会社が、「特定引当金」に計上している。これは前述のように

会計学的には問題があるが、商法上は違法ではない。この点については四で述べる。

四

三までに述べたように、商法は企業会計原則と一致していない。実務上の便宜を考え、財務諸表規則では両者の調整をはかっている。

まず、財務諸表規則の固有規定から次に調整規定について述べよう。

第四七条（抄）

「次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。……………」

四 引当金（貸倒引当金及び減価償却引当金以外のものをいう。以下同じ。）ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。……………」

第四九条（抄）

「流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。……………」

九 引当金……………」

3 第一項第九号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。」

第五二条（抄）

「固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債に示す名称を付した科目をもって掲記しなければ

引当金の本質

ならない。……………

四 引当金……………

3 第一項第四号の引当金は、退職給与引当金その他当該引当金の設定目的に示す名称を付した科目をもって掲記しなければならぬ。」

以上はいうまでもなく企業会計原則に従うものである。しかし、上述したように商法第二八七条ノ二によって特定引当金を設けたときは、商法は企業会計原則と一致しないので、財務諸表規則は次のような規定を設けて調整をはかっている。

第四六条（抄）

「引当金のうち、商法第二八七条ノ二に定める引当金に該当すると認められるものは、…固定負債の次に別の区分を設けて記載することができる。」

第五四条

「第四六条の規定により別に区分して掲記した引当金については、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。」

2 前項の引当金については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区分を付記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。」

以上の規定によると、特定引当金については、計算書類規則と同様に引当金の区分を設けそこに掲記すればよい。なお、この特定引当金にできれば流動・固定の区分を付記すればよいと、企業会計原則の線を出している。

さきに触れたように、価格変動準備金・湯水準備金、ある種の特別償却引当金などは、主として租税政策上とくに認めら

第二表^①

引当金の本質

記載の区分 引当金	引当金 社	流動負債 社	固定負債 社	計	
				会社数 社	%
貸倒引当金	40	6		46	23
退職給与引当金	3		189	192	96
船舶特別修繕引当金	2		8	10	5
返品調整引当金	2		1	3	
賞与引当金		5		5	
特別償却引当金	22	2	1	25	13
価格変動準備金 (棚卸資産一を含む)	92	57	3	152	76
渴水準備金	8			8	
海外開拓引当金	21	3	1	25	13
納税引当金 (法人税引当金 法人税等引当金 などを含む)		153		153	77
納税充当金 (法人税等充当金 を含む)		7		7	
事業税引当金		32		32	16
固定資産税引当金		1		1	
修繕引当金	6			6	
自家保険引当金	6			6	
研究開発引当金 (試験研究準備金 を含む)	5			5	
特定代替資産引当金			3	3	
土地圧縮記帳引当金	2			2	
その他	25	15		40	20
計	234	281	206	721	

(注) 5%未満は%を省略した。

わが国における有価証券報告書(昭和三十九年三月—六月決算会社二〇〇社)の実態を調べたものがあるので掲げると、第二表のようである。
注意すべき点について述べておこう。

（財務諸表監査証明に関する省令の取扱について 6）。また、たとえば、修繕引当金は債務たる負債性引当金ではないから、計上しなくとも商法上は違法ではない。しかし、企業会計原則からみて公正妥当な会計処理とはいえないであろう。

れたものであって、その本質は引当金ではなく積立金である。しかし、税法上の特典を受けるためにはこれらの項目を計上せざるを得ないのであるから、これも公正妥当な企業会計の基準に従っているものと認めることもできることになってい

貸倒引当金を「引当金」あるいは「流動負債」に掲げるものが約二三%ある。これについては、第一表と同様のことがいえる。

特別償却引当金は計上する会社が、対象会社の関係に割合少ないように感ぜられるがどうか。

価格変動準備金は「引当金」に掲げるものが多いのは当然である。しかし、これを「流動負債」に掲げるものがなかなか多いが、財務諸表規則は引当金の区分に記載しこれに流動・固定の区別を付するように指示しているので、これとは異なる処理といわなければならない。

五

事業税・固定資産税などの税金は、その課税推定額をもって決算期に納税引当金が設定され、一方その金額を費用として計上する。これは税額未定、納期未到来を前提とするから、金額確定、納期経過済の未払税金とは区別されなければならない。⁽¹²⁾

しかし、法人税・住民税などは、その年度の純益に課税されるものであるから、純益処分の際にその推定額を納税引当金に繰り入れる処理が従来からの通説である。⁽¹³⁾ この納税引当金は納税積立金の性格をもっている⁽¹⁴⁾ので、前者とは別勘定により処理する方がよい。

ところが、法人税は費用であるとの強い主張が商法第二九〇条の解釈上から、商法関係者から行われている。財務諸表規則第九七条では、法人税を当期純利益または当期末処分利益剰余金から控除して表示することを認め、この主張との調整をはかっている。しかし、その当期純利益または当期末処分利益剰余金は「法人税引当控除後」であることを明示しなければならぬことになっている。これは法人税を経費支弁によるか利益処分によるかは、企業の判断に一任したものと考えら

れる。

会社経理の実態はさきの第二表によれば、次のようである。

法人税等引当金を「流動負債」に掲げるもの約七七%、事業税等引当金を「流動負債」に掲げるもの約一六%となっている。

この点について別の報告書（昭和三八年一〇月―三九年三月決算会社八八社の営業報告書）を参考に掲げておく。これによると、税金の取扱いにはやゝ混乱が見られるようである。

六

第三表⁽¹⁵⁾

記載の区分 科目	流動負債		特定引当金	計
	社	社	社	社
未払税金	8			8
納税引当金 (税金引当金を含む)	29	3		32
納税充当金 (税金充当金を含む)	23			23
法人税等未払金	3			3
法人税等引当金	1			1
法人税等充当金 (法人税充当金を含む)	9			9
諸税引当金			1	1
計	73	4		77

(注) 損益計算書のみ記載するもの14社、全然記載なきもの1社、会社数が合計88社と一致しないのは、1会社で2科目（法人税・事業税）設定しているのであろうか。

最後に、圧縮記帳（たとえば、保険差益を新取得価額から控除したものを新資産の原価として記帳すれば、保険差益には課税されない。国庫補助金・工事負担金などについても行われる。）と引当金について付言しておこう。昭和三八年の商法改正によって、資産の評価は原価主義をとることになったので、税法上の圧縮記帳は商法違反の疑義を生ずるに至った。そこで、税法上の圧縮記帳の代わりに、資産はその取得価額をもって表示するとともに、その保険差益、国庫補助金などの圧縮額を明らかにした名称を用いた引当金によって表示することを認めるようにした。（法人税法施行令第八〇条）しかし、この引当金は、商法にいう引当金ではないから、引当金の区分に示すことの妥当性については疑問がある。

引当金の本質

- (1) 拙著「新財務諸表論」一三三頁。
- (2) 太田哲三「新訂会計学通論」六八頁。
- (3) 黒沢清・野沢孝之助「例解企業会計原則入門」一一〇頁。
- (4) 上田明信・吉田昂・味村治「新商法解説 株式会社の計算」五八―九頁。
- (5) 太田哲三「新訂会計学通論」一四五頁。
- (6) 本条に特定というのは、費用の発生が確定であるということであり、企業会計原則で認められている負債性引当金より広い範囲のものではない(田中誠「久保欣哉「新株式会社社会計法」二二八九頁)。
- (7) 大住達雄「企業会計講話」五八頁。
- (8) たとえば、旧貸借対照表原則四(二)A第三項および旧注解注一七に渴水準備金が含まれていたが、新貸借対照表原則四(二)A第三項および新注解注一六からは、これが削除された。
- (9) 河合信雄「財務諸表新論」二五六頁。七・四表から計算した。
- (10) 太田哲三稿「会計認識の理解―貸倒準備金の処理とその解釈―」、山下勝治編「計算書類規則の問題点」所収。この点について詳細に論ぜられている。
- (11) 河合信雄「財務諸表新論」二六二―四頁。七・八表から七・一〇表を基として計算した。
- (12) 黒沢清「新訂財務諸表論」一六頁。山下勝治稿「混乱した損益計算書記載様式」二二七頁。山下勝治編「計算書類規則の問題点」所収。
- (13) 江村稔稿「増補会計学辞典」(神戸大学会計学研究室編)七三三頁。
- (14) 拙著「新財務諸表論」一一六―七頁。
- (15) 河合信雄「財務諸表新論」二五八頁。七・六表から計算した。

(昭和四〇年八月一五日稿)